

自転車の交通ルールを守りましょう

●問い合わせ／厚岸警察署 ☎52-0110、自治振興係

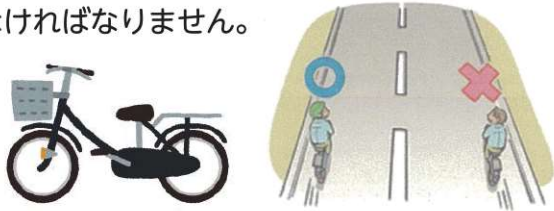
令和8年4月1日から道路交通法の改正に伴い、16歳以上を対象に自転車の交通違反に『交通反則通告制度』が導入され、信号無視やながらスマホ、イヤホンの使用など75種類の違反行為（反則行為）に対し、『交通反則切符（青切符）』による取り締まりが行われています。

今回は、町民の皆さんから多く寄せられる疑問の1つ、自転車で通行するときのルールについて掲載します。

自転車の通行場所は？

自転車は『車両』に当たるため、原則『車道』を通行しなければなりません。

『車道』を通行するときは、車と同じ『左側通行』です。歩道がある場合は車道の左端を、歩道がない場合は道路の左端に寄って通行しなければなりません。



自転車の歩道の通行は可能？

次の場合は歩道の通行が可能です。

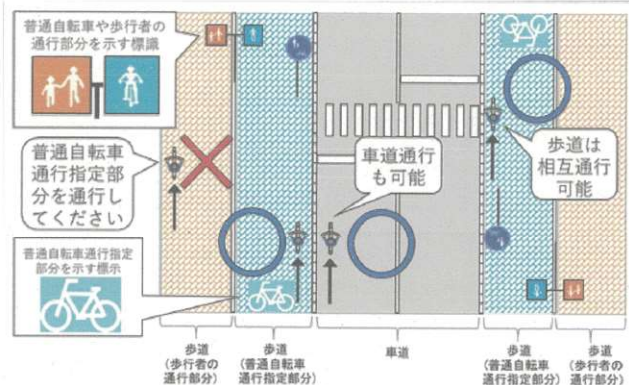
- ①道路標識により歩道を通行できる場合
- ②13歳未満または70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③車の交通量が非常に多く、車道の道幅が狭いため、追い越しをしようとする自動車と接触事故の危険がある場合
- ④車道で道路工事をしているときや、車が連続して駐車しているため左側通行が困難な場合



歩道を通行するときのルールは？

歩道は歩行者が通行する場所のため、歩行者が優先になります。自転車が歩道を通行する場合は、次のルールを守らなければなりません。

- ①道路標識で指定されている部分がある場合は、指定されている部分を通行
- ②①の標識がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を通行
- ③すぐに止まれる速度（徐行）で通行
- ④歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は一時停止



詳しくは、右記のQRコードから警察庁webサイトをご確認ください。

